	附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第一号	附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号
当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（附則第十一条第一項及び第二十三条第一項に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額（前期高齢者交付金の額（前期高齢者交付金の額を控除する場合にあつては、当該控除した額）に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額）並びに	得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。	ロ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに
	イ　特定納付費用額のうち前期高齢者納付金の額に相当する額に給付費割合を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額）並びに	ロ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ロ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額）並びに	ハ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ハ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ニ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ニ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ホ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ホ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヘ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ヘ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ト　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ト　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	チ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	チ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	リ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	リ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヌ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ヌ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ル　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ル　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヲ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ヲ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ワ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ワ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	カ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	カ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヨ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ヨ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	タ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	タ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	レ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	レ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ソ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ソ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ツ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ツ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ネ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ネ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ナ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ナ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ラ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ラ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ム　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ム　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ウ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ウ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヰ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ヰ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ノ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ノ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	オ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	オ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ク　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ク　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヤ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ヤ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	マ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	マ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ケ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ケ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	フ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	フ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヘ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ヘ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ホ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ホ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヒ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ヒ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	モ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	モ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	セ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	セ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ス　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ス　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ン　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ン　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヴ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ヴ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ノ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ノ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	オ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	オ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ク　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）に係る控除特定割合　千分の百三十
	ク　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに	ヤ　特定納付費用額のうちイに規定する額を乗じて得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の額に相当する額として厚生労働省令で定め